

Public Relations

広
報



<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>



今月の表紙 津別小学校大運動会～息の合った創作ダンスを披露しました～

特 集 7月10日は、参議院議員通常選挙の投票日です！
平成27年度 振興公社決算報告

まちの話題 第11回 クリンソウまつり開催 多彩な催しに多くの方が訪れました

温故知新
自治会活動に尽力
旭町 片桐 正博 さん

2016.7
NO.643

7月10日は、参議院議員 通常選挙の投票日です！

投票日 7月10日(日)
投票時間 午前7時～午後6時まで
(津別町では閉鎖時刻を2時間繰り上げています)
投票場所 入場券に記載の場所
持ち物 入場券

入場券は6月中に発送しています。入場券には、投票時間のほか投票場所も記載されています。もし届いていないときは、選挙管理委員会までご連絡ください。

18歳から投票ができます！

今回の選挙から、選挙権の年齢が18歳以上に改正されています(平成28年7月11日までに18歳の誕生日をむかえる人が対象)。



選挙権年齢が18歳以上になったよ！

期日前投票所のご案内

当日(7月10日)投票所に行けない人のために、期日前投票所を開設中です。

期間 投票日の前日(7月9日)まで
時間 午前8時30分～午後8時
場所 津別町役場 議会議事堂1階 津別町選挙管理委員会
持ち物 入場券

出張や旅行で投票に行けない方へ

長期の出張や旅行などで、住所がある市町村の投票に行けない場合、滞在先の市町村の選挙管理委員会にて投票をすることが出来ます。手続きについては、選挙管理委員会までお問い合わせください。

最近転入された方へ

転入して3か月経過していれば、津別町で投票ができます(津別町の入場券が届きます)。
 3か月経過していない場合は、前に住んでいたところでの投票になります。選挙人名簿の登録が、前に住んでいたところにある方は、その市町村で投票するか、次の手続きを行い津別町で投票するかを選択できます。

手続きの流れ

- ① 前に住んでいた市町村の選挙管理委員会に連絡する。
- ② 投票用紙を取り寄せる。
- ③ 津別町の選挙管理委員会にて投票する。

《第2投票区の皆さまへ》
 第2投票区の投票所は、津別町多目的活動センター(さんさん館)です。
 ※旧津別保育所ではありません。
 入場券をご確認のうえ、お間違いのないようお願いいたします。

町内の各投票所

投票区	投票所	区域
第1	津別町生活改善センター(町民会館)	幸町・本町・旭町1.2.3 豊永1.2.3.4・高台1.2 下美都・上美都・上里 恩根中央・恩根1
第2	津別町多目的活動センター(さんさん館)	新町・西町・東町・柏町 緑町1.2.3・下最上・上最上 達美・達美町・西達美
第3	共和地区集会施設	共和1.2.3.4
第4	活潑地域農業研修センター	活潑中央1.3・東岡・岩富
第5	本岐地域農業研修センター	本岐市街・本岐第2・双葉 沼沢・木樋・大昭・二又
第6	相生公民館	相生中央・相生第2・布川
第7	達美地区農業集会施設	高台町・東達美

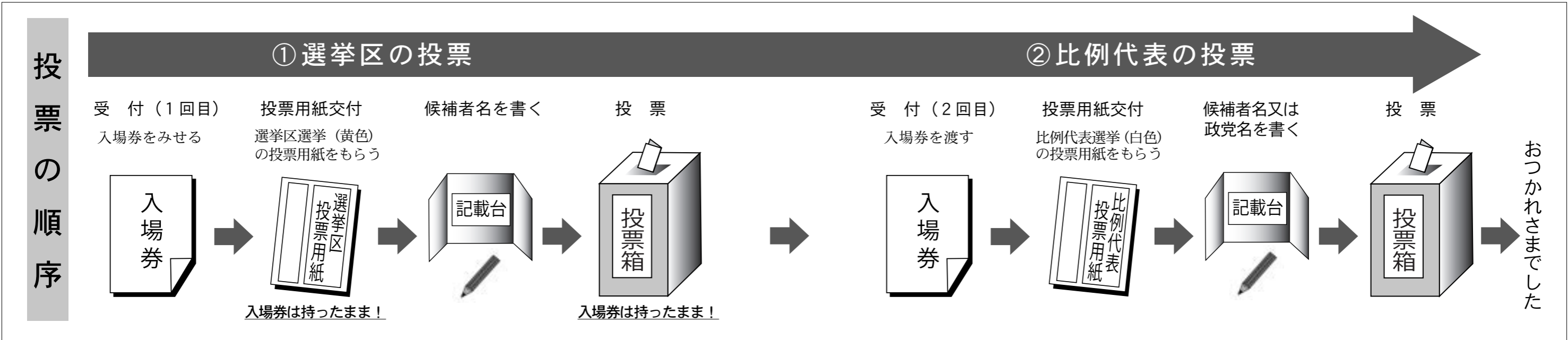
《問い合わせ先》
津別町選挙管理委員会
 電話代表76-2151(内線)333・286 夜間直通76-2155

※注意 期間は投票日の前日(7月9日)までです。郵送でやりとりをするため、時間がかかりますので、お早めにお手続き願います。

ご不明な点は選挙管理委員会にご確認ください。

開票について

開票は当日(7月10日)の午後8時から、中央公民館で行います。参観は自由です。会場では参観人名簿に名前を記入し、静かに参観されるようお願いいたします。



津別ウッドクラフト展 2016

TSUBETSU WOOD CRAFT EXHIBITION 2016

あつたらいいなあ、こんなもの

～思わず触れたく、使いたくなる「木」の用品～

作品募集

私たちは森の恵みや大切さを理解していても、生活の中ではつい忘れがちです。日常の暮らしの中で、使いながら木や森の良さを身近に感じられるようなものがあれば、もっと自然と仲良くなれるように思います。

生活の中にある用品が『使って楽しい、飾って楽しい』をキーワードにした木工クラフトとして生まれてくるよう、クラフト展を実施します。

みなさんからの応募をお待ちしています。

▲2015津別ウッドクラフト展
テーマ～北国の暮らしにぬくもりを添える「木」の用品～
大人の部最優秀作品「イモムシ」

■大人の部 最優秀賞(1点) 賞金10万円
優秀賞(2点) 賞金2万円
《審査員特別賞》大人の部(2点) 賞金1万円
子どもジュニア、シニア共通(4点) 図書カード3千円
※大人の部最優秀作品については、賞金をもって買い取りとさせていただきますのでご了承願います。

■子どもジュニアの部 最優秀賞(1点) 図書カード1万円
優秀賞(2点) 図書カード5千円
■子どもシニアの部 最優秀賞(1点) 図書カード1万円
優秀賞(2点) 図書カード5千円
※子どもジュニア、シニアの部の最優秀作品は、1年間展示後、返却いたします。

◎副賞として入賞者全員に、津別の特産品を贈ります。

審査員 審査委員長 佐藤多一津別町長 他審査委員数名
応募受付期限 (申込書の提出)
平成28年9月28日(水) 必着
応募資格 どなたでも応募できます。
応募部門 ○大人の部
○子どもの部(中学生以下)
ジュニアの部…小学4年生以下
シニアの部…小学5年生以上

応募規定(作品規定)
①作品の素材が木(根・葉・実を含む)であること。もしくは、木が重要な機能を果たしているもの。
②作品の縦・横・高さの合計が180cm以内であること。
③未発表の作品であること。
④応募点数は1人5点まで。

応募方法 所定の出品申込書に必要事項を記入し、持参または郵送してください(FAX・メール可)。
※記入いただいた個人情報の取り扱いに関しては応募要項をご覧ください。

出品料 無料(搬入・搬出に要する経費は出品者の負担)

作品の搬入・搬出場所
場所 つべつ木材工芸館 ☎0152-76-3335
〒092-0225 網走郡津別町字共和127-2
日時 搬入日時/9月29日(木)～10月5日(水)
午前10時～午後4時(10月4日を除く)
搬出日時/10月19日(水)～10月31日(月)
午前10時～午後4時(10月25日を除く)
審査会・審査発表 10月7日(金) ※入賞者には直接連絡
展示会 場所/つべつ木材工芸館
期間/10月8日(土)～10月17日(月) ※10/11除く
応募・問い合わせ先 津別町役場 産業振興課
林政・再生可能エネルギー推進グループ
(〒092-0292 網走郡津別町字幸町41)
☎0152-76-2151(内線318)
FAX 0152-76-2976
E-mail: sangyo1@town.tsubetsu.hokkaido.jp
※出品申込書は津別町のホームページからもプリントアウトできます。
<http://town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

主催 愛林のまち 津別町

第46回つべつ夏まつり

《会場》津別河岸公園

7月3日(日) 本祭

9:00～15:30



島谷ひとみ



流れ星



浅井未歩

OHBCラジオ公開録音 12:00～13:30

島谷ひとみ ライブ

流れ星 爆笑ライブ

浅井未歩 ライブ (旭川出身)

○琴伝流大正琴 瑠璃の会 エスポワール 9:20～09:45
○つべつ観光物産まつり 9:30～15:30
○OPMAロック・コンサート 9:30～15:00
○OMBAバトントワリング 9:55～10:20

○第12回つべつ川のぼり大会 11:00～12:00
※10:00受付開始(定員になり次第締切り)

○特産ビーフまつり(つべつ和牛) 10:30～14:00
○津別郷土芸能
山鳴太鼓保存会演奏 10:30～11:00
○管内カラオケ選手権大会 13:40～15:20

○ご当地キャラとあそぼう!
まる太くんと一緒に近隣市町村のご当地キャラたちが大集合

主催 津別観光協会/つべつ夏まつり実行委員会
問い合わせ先 津別観光協会 ☎77-3771(さんさん館)

7月2日(土) 前夜祭

16:00～21:30

○RECつべつ演奏 18:00～18:20
○津別中学校吹奏楽部演奏 18:30～18:50
○つべつ夏まつり開会式 19:00～19:10
○第33回つべつ千人踊り 19:10～19:40
○SlapStick★TBT 19:45～20:00
○もちまき大会 20:10～20:20
○花火大会 20:30～21:00

※花火大会は悪天候の場合3日(20:00～)に順延します。



第12回つべつ川のぼり大会

大人の部優勝
現金1万円+ランプの宿 森つべつ「ペア宿泊券」
小学生・中学生の部もあり

ご当地キャラ大集合!!



ごみは「ごみ回収コーナー」へご持参ください

《平成27年度》振興公社決算報告

6月の定例議会において、(株)相生振興公社と(株)津別町振興公社の平成27年度決算が報告されました。これらの公社は、町が出資しているもので、地方自治法の規定によって事業報告と決算書の提出が義務付けられています。今回、両公社から報告があった概要をお知らせします。

相生振興公社

主要事業である「相生物産館」の営業については、15年目を迎えました。平成15年8月に「道の駅」として登録され、来場者数は順調に推移していましたが、平成22年度をピークに来場者数・売上とも低迷している状況が続いておりました。

平成27年度はその脱却に挑み、回復基調となりましたが、昨年度に引き続き若干の赤字となったものの非常に

厳しい状況は続いています。決算は、税引き前当期利益271万8千円、法人税充当額69万9千円を差し引き、当期利益201万9千円という結果となりました。職員配置については、正規職員1名、役員派遣臨時職員1名、パート職員数名に加え、地域おこし協力隊員の協力を得ながら業務を行いました。



相生振興公社損益計算書 単位：千円
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

収入の部	
店舗販売事業収入	88,939
公共施設管理事業収入	3,689
事業外収入	2,109
収入合計	94,737
支出の部	
店舗販売事業原価	64,292
公共施設管理事業原価	2,980
一般管理費	23,085
支出合計	90,357
固定資産圧縮損	1,662
税引前当期利益	2,718
法人税等充当額	699
当期利益	2,019



津別町振興公社損益計算書 単位：千円
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

収入の部	
清掃管理事業収入	136,760
グレステンスキー事業収入	2,101
事業外収入	209
特別利益	0
収入合計	139,070
支出の部	
清掃管理事業原価	106,169
グレステンスキー事業原価	1,441
一般管理費	25,316
特別損失	2,000
支出合計	134,926
税引前当期利益	4,144
法人税充当額	1,546
当期利益	2,598

受託事業については、日常清掃業務8施設、特別清掃業務11施設、施設管理業務11施設、公園管理業務6施設、公衆浴場管理業務1施設は、当初の計画どおり事業を行いました。指定管理者事業については、グレステンスキーは、昨年度に引き続き、5月10月までの土・日曜日、祝祭日及び夏休み期間中の営業とし、特に9月の連休期間中（シルバーク）は、予想以上の入込数があり、営業日数90日で1680人（前年度1287人）と昨年度を大幅に上回る実績となりました。

津別21世紀の森キャンプ場は、5月10月まで毎日利用可能とし、日帰り利用者587人（前年度580人）、宿泊利用者1732人（前年度1804人）と前年度を若干下回る実績となりました。経営状況については、昨年度より累積赤字をすべて解消することができ、本年度においても剰余金を計上することができました。また、これらの業務を行うにあたり常勤職員、パート職員、臨時職員、季節職員の職員総数60人の人員体制で業務を行いました。

津別町振興公社

7月13日
～29日

後期高齢者医療制度 保険証（被保険者証）の一斉更新について

◆保険証が新しくなります

現在ご使用している保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月13日（水曜日）より、新しい保険証を更新しますので、保健福祉課後期高齢者医療担当⑨番窓口（印鑑と旧保険証をご持参いただき更新手続きをお願いします）。

◎新しい保険証は、更新の日からすぐに使用できます。

◎新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日です。

◎役場まで更新手続きにこれならない方は、保険証を郵送しますので電話でご連絡ください。

今年の新しい保険証の色は水色です

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在使用している減額認定証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

減額認定証の有効期限は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は、保険証と一緒に減額認定証を保健福祉課後期高齢者医療担当⑨番窓口でお渡しします。

新たに減額認定証が必要になる方は、下表の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課後期高齢者医療担当へ申請してください。

今年の新しい減額認定証の色は黄緑色です

〈減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方〉

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方



《保険証の更新日程（土・日・祝日は除きます）》

更新日	時間	場所	対象地区
7月25日	9:30～10:30	活汲地区農業研修センター	東岡、活汲、岩富
	12:00～13:00	相生公民館	相生、布川
	14:00～15:00	本岐地区農業研修センター	本岐、双葉、木樋、沼沢、大昭、二又
7月13日～29日	8:30～17:15	役場後期医療担当⑨番窓口	全地区

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場 保健福祉課 健康医療グループ 後期高齢者医療担当 ☎76-2151 (内線229)

第11回クリンソウまつり開催 多彩な催しに多くの人が訪れました

6月18日から26日までの土・日曜日、上里町民の森自然公園（愛称・ノノの森）及びランプの宿・森つべつを会場に『第11回クリンソウまつり』が開催されました。

まつり期間中は、ゲストミュージシャンや町内の音楽愛好サークルなどが日替わりで演奏する森の音楽会、森林セラピー体験、森林ヨガ体験、ツリーイングなど様々な催しが行われました。

可憐なピンクのクリンソウが新緑に映える散策路では、家族連れや観光客が森の癒しを体感。手作り雑貨や食べ物の屋台が並ぶ森のマーケットも開かれ、会場は町内外から訪れた多くの人で賑わいました。



▲クリンソウが咲く散策路



▲森の音楽会「ホラネ口」の演奏



▲出店が並ぶ森のマーケット



▲森林ヨガ体験

団員とセミナー受講者による演奏 日本フィルセミナーコンサート開催

『第21回つべつ日本フィルセミナーコンサート』（主催 津別町民芸術劇場）が6月19日、中央公民館で行われました。

日本フィルハーモニー交響楽団の団員が、アマチュア演奏家を指導する「つべつ日本フィルセミナー」恒例のコンサートで、団員と受講者で編成されたオーケストラがセミナー最終日に成果を披露するものです。

第一部では、日本フィルのメンバーがモーツァルト作曲「アイネクライネナハトムジーク」を演奏。第二部では、つべつ日本フィルセミナー・オーケストラがシヨスタクヴィチ作曲「交響曲第5番」を演奏し、観客はオーケストラの奏でる美しい音色を楽しみました。



恒久平和への誓い 殉公者追悼式が執り行われました



6月15日、戦没者を慰霊し恒久平和への誓いを新たにす「殉公者追悼式」が、津別町平和の碑広場で執り行われました。

黙祷に続いて、式典委員長の佐藤多一町長が式辞を述べ、「日本は大戦から学んだ経験を生かし、世界平和のために積極的な役割を果たさなければなりません」と、紛争解決を訴えました。来賓の方たちによる慰霊の辞の後、参列者全員が平和の碑に献花を行い、平和と鎮魂の祈りを捧げました。

地域おこし協力隊員の立川さんと山田さんに辞令交付

6月1日、地域おこし協力隊員として千葉県船橋市から立川彰さんが着任。6月15日には愛知県愛西市から山田佳世さんが着任し、佐藤町長から辞令が交付されました。

兩人とも住民企画課に所属し、立川さんは映像等による情報発信業務を、山田さんはふるさと納税業務を担当します。



▲町長から辞令を交付される立川さん（上）と山田さん（下）

※「地域おこし協力隊」とは、総務省の事業で首都圏等から地方へ移住し、生活支援や地域活動に協力し、将来は地域で就業または起業することを目指すものです。

法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告はインターネットで！

北海道では、地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットによる法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告を受け付けています。

利用できるのは、北海道に申告を行う納税者(税理士等代理人を含む)で、利用届出の手続きをされている方です。利用開始の方法など、詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

問い合わせ先 オホーツク総合振興局税務課課税係
☎0152-41-0613

「電波のルール」を守りましょう！

アマチュア無線は、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うための無線です。工事・除排雪・有害鳥獣駆除などの仕事に関する通信にアマチュア無線は使えません。

総務省北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとや相談は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 北海道総合通信局
☎011-737-0099

津別町農地賃借料を公表します

津別町における平成27年1月から12月までに締結(公告)された賃借料における賃借料水準(円/10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

地区	平均額	最高額	最低額	データ数
東岡	5,500	5,500	5,500	1
活汲・岩富・達美	6,600	8,000	4,500	7
最上	2,900	4,500	2,000	5
高台・豊永	7,200	8,100	5,000	8
美都・上里	7,000	7,000	7,000	4
共和	6,100	8,500	4,000	5
恩根・栄・双葉	4,200	6,800	3,000	4
沼沢・本岐・木樋・二又	3,500	5,000	2,700	4
大昭・布川・相生	4,600	5,500	4,300	4
(参考) 津別町平均額	5,500			42

・データ数は、集計に用いた件数です。
・金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
・『(参考) 津別町平均額』は、各区分の集計に用いた全賃借料データの平均です。

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎76-2151

地域おこし協力隊の「思い」日記

みなさん、はじめまして。地域おこし協力隊員の都丸雅子(とまるまさこ)と申します。3月末に群馬県から津別町相生地区に引越し、4月から「道の駅あいおい」で働いております。

引越してきた当初は、まだ雪が残り白い景色でした。それから木々が芽吹き新緑の季節。現在は一面のたんぼの黄色と緑に癒されています。刻々と変わる景色、この記事が掲載される7月にはどんな景色になっていくか今から楽しみです。

道の駅では、様々な業務に携わっています。その中で、みなさんが道の駅から少しづつ、津別町のことを知っていきたくらいだと思いますので、みなさん宜しくお願い致します。

駅にかける思い、お豆腐・そば・クマヤキと、ひとつひとつ丁寧に行われていることなどを知りました。慣れない業務でミスをしてしまうこともありますが、みなさん温かく見守っていただき、毎日勉強させていただけいております。「まるちゃん」と呼ばれています。困ったことはない? など、初めは「北海道生活をスタートさせた私を日々気遣っていただき、本当にありがとうございます。」

これから少しずつ、津別町のことを知っていきたくらいだと思いますので、みなさん宜しくお願い致します。



4月から「道の駅あいおい」勤務。群馬県渋川市出身。みんなからは「まるちゃん」と呼ばれています。



やまもと まさやさん／平成4年3月生まれ、津別町商工会勤務

青春

くろーずあつぷ

今年4月から津別町商工会に勤めている、新人職員の山本将也さん。事務局補助員として、会員の経営改善普及事業や福祉増進事業等のサポートにあたっています。

旭川市出身の山本さんは、旭川農業高等学校から江別市の酪農学園大学に進学し、地域環境学を専攻しました。大学卒業後は、旭川市臨時職員として2年間勤務し、この春、志望していた商工会に採用となりました。

地域振興の知識を活かして、町に貢献できればと思います」と、仕事への意気込みを話す山本さん。「まずは、みなさんに気軽に声をかけていただけよう、町に溶け込みたいです」。

大学時代はサッカー部に所属したスポーツマンで、今も役場のサッカーチームに加入し、週1回の練習に参加しています。

趣味は映画鑑賞。見たい映画が公開されると、時間を作って北見の映画館に出かけているそうです。

温故知新

【459】

自治会活動に尽力

片桐 正博 さん



かたぎり まさひろさん／昭和20年9月、津別町生まれ／70歳／旭町在住

旭町第3自治会で長く役員を務め、平成23年から26年までは自治会長として住みよいまちづくり尽力された片桐正博さん。「20年あまり自治会活動に関わらせていただきましたが、これも地域の皆さんの理解と協力があったることと感謝しています」と、笑顔で話します。春の道路一斉清掃の時期には、多くの住民が自発的に自宅周辺の清掃に取り組み、ごみ収集所も清潔に保たれるなど、住民の自治会活動に対する意識の高さが、地域の快適な住環境づくりにつながっています。

旭町第3自治会で長く役員を務め、平成23年から26年までは自治会長として住みよいまちづくり尽力された片桐正博さん。「20年あまり自治会活動に関わらせていただきましたが、これも地域の皆さんの理解と協力があったることと感謝しています」と、笑顔で話します。春の道路一斉清掃の時期には、多くの住民が自発的に自宅周辺の清掃に取り組み、ごみ収集所も清潔に保たれるなど、住民の自治会活動に対する意識の高さが、地域の快適な住環境づくりにつながっています。

んは、本岐小学校、本岐中学校から津別高等学校農業科に進学します。小学校時代は、片道4kmほどの通学路を友だちと道草を食いながら歩くのが遊びのひとつでした。さらに遠方から通う同級生などは、材木を運ぶ馬車に便乗して学校に来ていたという、厳しくもどかな時代を感じさせるエピソードを披露していたきました。

暮らしを支える

税

口座振替のすすめ

『昼間は仕事があるから銀行に行けない』『いつも納付書をなくしてしまう』等の方は、口座振替のご利用をお勧めします。手続きさえ済ませておけば、預金口座から自動的に納税することができますから、納期ごとに金融機関に行かなくて済みます。

手続きは、町内金融機関窓口にて、通帳と印鑑を持参の上「町の税金の口座振替をしたい」とお申し出ください。

現金で納税したい方は、北見信用金庫、網走信用金庫、津別町農業協同組合、北洋銀行、北海道内全ての郵便局及び津別町役場で納付することができます。

なお、金融機関窓口が閉まった後でも、津別町役場の窓口は午後5時15分まで受け付けていますので、ぜひご利用ください。

◎7月は「固定資産税」「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」第2期の納付月です。

◎納期限は8月1日(月)です。

※口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 ☎76-2151 税務担当(内線 220, 221) 収納担当(内線 218)

不正改造は犯罪です！ 「不正改造車排除運動」実施中

不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となります。国土交通省では、これら不正改造車を排除するため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しております。皆様もぜひ、不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

<詳しい情報はこちらから>
www.tenken-seibi.com

■不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せください。
「不正改造車・黒煙110番」
北海道運輸局 北見運輸支局
検査・整備担当 ☎0157-24-7633

食品成分表の数値が新しくなっています

今年の4月から食品成分表の栄養素の数値が変更になりました。

細かい数値の変更が多いなか、特に、ひじきの鉄の数値が見直されました。

ひじきの生産のときに使用する釜が、鉄釜からステンレス釜を使用されていることが多くなり、ひじきの鉄の値が100g当たり58.2mgでなく6.2mgの数値を使ったほうが現実的ということになっています(食品成分表には鉄釜、ステンレス釜両方の数値が載っています)。

ひじきの鉄は期待できませんが、カルシウム、カリウム、マグネシウム、ビタミンや食物繊維は多く含まれていますので、食事に取り入れてみてはいかがでしょうか？



野菜を食べよう、1日350g！

野菜を知ろう：6月の野菜は「レタス」でした。

今月の野菜は、北海道の生産量が国内で第1位で、特に種が発芽したスプラウトにはスルフォラファンという成分が多く、活性酸素の除去や生活習慣病の改善、ガン予防などに効き目があるとされています。その野菜とは？

お知らせ

information

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

企画グループ ☎76-2151
FAX 76-2976

町税の納税通知書は届いていますか

6月中旬までに平成28年度分の納税通知書(町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の発送をすべて終えています。

昨年まで納税通知書が送付されていたのに、まだ手元に届いていない方や不明な点などありましたらお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先
住民企画課

障害年金の所得状況届は7月末までに

障害基礎年金の所得状況届が日本年金機構より送付されます。この所得状況届は、引き続き障害年金を受ける権利があるかどうかを確認するもので、毎年7月末までに役場に提出していただくものです(提出されない時は、年金の支給が一時停止される場合があります)。

また、障がいの程度を確かめる必要のある方については、診断書の用紙が同封されます。7月中に病院で受診し、医師の記入を受けてから、役場に提出してください。

所得状況届提出・問い合わせ先
役場 戸籍・年金担当

議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。

町のホームページにアクセスしてご覧ください。
〈津別町ホームページ〉
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
議会インターネット中継をクリック

問い合わせ先
議会事務局
☎76-2151(内線266)

税務収納グループ
☎76-2151
税務担当(内線220、221)
収納担当(内線218)

「網走地方気象台施設見学会」開催のご案内

網走地方気象台では、気象知識や防災知識の普及・啓発を目的に、一般の方を対象とした施設見学会を開催いたします。

日時 7月30日(土)
午前10時〜午後3時

場所 網走地方気象台
(網走市台町2丁目1-6)

※入場料無料、事前申し込み不要、駐車場あり

内容 施設見学、観測機器展示、パネル展示、気象観測などについての説明(随時)、実験教室

その他 雨天でも実施しますが、重大な災害の起る恐れがあると予想される場合には中止することがあります。その際は当ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先
網走地方気象台
業務・危機管理官
☎0152-44-6891

網走地方気象台ホームページ
<http://www.jma-net.go.jp/abashiri/>

消費生活出前講座のご案内

津別町では、悪質商法や振込め詐欺などによる消費者被害を未然に防止するため、町民の皆さんに向けて消費生活に関する出前講座を開きます。

ご希望の場所に講師が向かい、消費者被害にあわないポイントなど目的に合わせて対応します。

老人クラブや自治会・学校の授業・グループの活動などプログラムの一環としてご利用ください。

講師派遣費用や交通費は無料です。お気軽にご利用ください。

【講座のテーマ例】

- ・悪質商法と対処法
 - ・携帯電話やネット関連トラブル対処法
 - ・契約の基礎知識
 - ・最近の消費生活相談の状況
 - ・クーリングオフの仕組みなど
- 【講師】
美幌町消費生活センター
消費生活相談員
申し込み・問い合わせ先
産業振興課
商工観光グループ
☎76-2151
(内線258)

平成28年度全国安全週間が実施されます

今年度は「見えますか? あなたのまわりの見えない危険 みんなで見つける安全管理」をスローガンに、7月1日から7月7日まで実施されます。

この機会にそれぞれの職場において経営トップの安全パトロール、労働者の安全意識の高揚、リスクアセスメント等を実施しましょう。

問い合わせ先 北見労働基準監督署安全衛生課
☎0157-23-7406



7月13日は「飲酒運転根絶の日」です

平成28年から、7月13日は「飲酒運転根絶の日」と定められています。

平成26年7月13日に、小樽で飲酒ひき逃げ事件が起こり、三人の尊い命が奪われたことにより制定されたものです。相次ぐ死亡事故の防止のために、道民一人ひとりが飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、自主的に行動しましょう。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、自主的に行動しましょう。

・飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努める

・飲酒運転をしない

・飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める

・道の施策に協力する

・飲酒運転をしている人に対する制止に努める

・飲酒運転を発見した場合等に警察官への通報に努める

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

『考えて 大切な 自分の未来』

◎万引きは犯罪 万引きをすることはもちろん、万引きの見張りをする、万引きを命令する、盗んだ物をもらう・買うことは自分が万引きしていなくても犯罪になります。

◎たばこは非行の入り口 たばこは、ゲートウェイドラッグ(入門薬物)と言われています。その結果、覚せい剤等の違法薬物や危険ドラッグに手を出してしまうこともありますので、未成年のうちからたばこは絶対に吸わないようにしましょう。

◎インターネットには危険がいっぱい インターネットは相手の名前や顔が分からない分、恐ろしい犯罪や罠が潜んでいます。出会い系サイトやゲームサイト、コミュニティサイトなどを通じて、犯罪被害や性的被害に遭う人が後を絶ちません。インターネットサイト上で知り合った相手とは絶対会ってはいけません。

夏の交通安全運動

7月11日(月)~20日(水)

運動の重点

- 飲酒運転や居眠りなどの観光・レジャー型の交通事故防止
- 子供と高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

全道統一行動日
7月13日(水)
セーフティコール

問い合わせ先
住民企画課 住民環境グループ
☎76-2151(内線216)



電力小売自由化に関連した不審な電話にご注意!

大手電力会社を名乗って、「スマートメーター」への切り替えを勧められたり、「電気料金が上がるから」と発電設備の勧誘をする不審な電話がかかってきて不安だ。

電力小売自由化に乗っかった発電設備などの勧誘では、直接関係のない契約についてその必要性についてよく検討しましょう。訪問販売・電話勧誘で契約した場合、クーリングオフが可能です。不審な電話や契約でトラブルになりそうなきは、消費生活センターに相談しましょう。

◎消費生活のご相談
美幌町消費生活センター
☎・FAX 72-0366
月~金曜日(祝祭日を除く)午前10時~午後4時

消費生活相談 Q&A

A 電力の契約は、国が認めた新しい事業者からも選ぶ「電気を買う」ことができるようになります。しかし、悪質商法の苦情も増加しています。「スマートメーター」の切り替えは、自己費用負担はありません。

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

国民年金保険料の後納制度について

国民年金保険料を納め忘れたまま納期限より2年を超えると、保険料を納めることができなくなりますが、平成30年9月30日までの間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が5年に延長となり、時効で納付できなかった期間の保険料を納付することが可能な「後納制度」を利用することができます。

将来の年金額を増やすことや、納付した期間が不足したことにより、年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

※60歳以上で、老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度を利用できません。

後納保険料を納付するためには、事前に北見年金事務所に申し込みいただき、審査を行う必要があります。

《問い合わせ先》

国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570-011-050
北見年金事務所
☎0157-25-9635

安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。

中退共済 CHU TAI KYO 小企業退職金共済制度

詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

国の制度だから安心 掛金は全額非課税 社外積立で管理も簡単
※年金の一部が返戻します。 ※手数料もかかりません。 ※退職金は請求などをお知らせします。

(株)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

消費者力を身につけよう！

一般社団法人日本消費者協会では、消費生活に関する正しい知識を深めることを目的に、年に1回11月上旬に自身の消費者レベルを確認できる「消費者力検定」を行っています。基礎コースと応用コースがあり、得点によって1級から5級に認定されます。

食の安全問題や悪質商法など様々な消費者トラブルが増えています。衣食住等の身近な暮らしの基礎知識を学び、トラブルに巻き込まれないくらし上手になるため、「消費者力検定」を受験し消費者力を高め、快適な暮らしを身につけませんか。

「消費者力検定」に向けて、消費者力検定公式参考書が発行されています。参考書ご希望の方、受験のお問い合わせは下記までご連絡ください。

【公式参考書】

- 「消費者力をつけるーやさしく学べる消費生活ー」
定価2160円(税込み)
 - 「消費者力検定ワークブック2016」
定価756円(税込み)
- 問い合わせ先 商工観光グループ ☎76-2151(内線258)

小規模事業者若者雇用促進助成事業のお知らせ

町内において若年者の正規雇用により積極的に取り組む小規模事業者を支援します。

【対象事業者】

- ▽町内に事業所又は事務所を有するところ。
- ▽正規雇用100人以下の事業所であること(本社、支社等全体で)。
- ▽雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業者であること。
- ▽中小企業基本法に規定する中小企業者であること。
- ▽町税を滞納していないこと。
- ▽申請年度及びその前年度において、正規雇用職員を事業者の都合で解雇したことがないこと。ただし、正規雇用職員の責によるものを除く。

【助成金の額等】

- ▽正規雇用された日の属する月において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有しようとする者
- ▽事業主(経営主体)の3親等以内の親族でない者
- ▽過去において同一の事業所に正規雇用で雇入れされていない者
- ▽対象若年者1名につき月額2万円
- ▽3年限度▽1事業者あたり3名まで
- ▽手続き等
- ▽交付要件に該当した日から2か月以内に所定の用紙で申請すること(初年度前期は公布の日から2か月以内とし、平成28年4月1日から適用します)。
- ▽各年度半期毎に助成金を交付します。

【実施期間】

平成28年4月1日～平成32年3月31日

■説明会を開催します！

起業等振興促進事業及び特産品販路拡大支援事業と併せて説明会を開催します。
日時 7月11日(月)午後4時から
場所 林業研修会館2階集会所
問い合わせ先 産業振興課商工観光グループ(2階3番窓口)
☎76-2151(内)256・310
※特に申し込み等が必要ありませんので、当日、会場にお越しください(出席できない場合は、個別にお問い合わせください)。

平成28年度 自衛官等募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
航空学生(海・空)	高卒(見込含)21歳未満	7/1(金)～9/8(木)	9/22(木・祝)
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	7/1(金)～9/8(木)	9/16(金)・17(土)
自衛官候補生		年間を通じて行っています。	9/24(土)・25(日)28(水)・29(木)
防衛大学校学生	高卒(見込含)21歳未満	前期:9/5～30 後期:1/20～29	前期:11/5(土)・6(日) 後期:2/18(土)
防衛医科大学校医学科学生		9/5(月)～9/30(金)	10/29(土)・30(日)
防衛医科大学校看護学科学生			10/15(土)
高等工科大学校生徒	中卒(見込含)17歳未満	11/1(火)～29年1/6(金)	29年1/21(土)

問い合わせ先 自衛隊北見地域事務所 ☎0157-23-6826
募集コールセンター(受付時間 12時～20時)
フリーダイヤル ☎0120-063-792
ナビダイヤル ☎0570-045-818(携帯電話)

火災から大切な命を守るために 住宅用火災警報器を設置しましょう

5月9日から5月20日にかけて津別町内の一部地域、計769戸を訪問し、住宅用火災警報器の設置調査を実施しました。

その結果、設置済みの住宅が88.4%、さらに取り付け場所、必要個数など適切に設置していた住宅が80.4%でした。ご協力ありがとうございました。



住宅用火災警報器の普及により逃げ遅れによる死亡者数が減少しています。まだ未設置のご家庭には、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

消防で住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。悪徳業者には十分注意して下さい。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

介護保険制度のお知らせ

《介護保険施設の居住費及び食費の減額申請》

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所、またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が7月31日で満了することに伴い、8月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来、自己負担となる介護保険施設での居住費と食費(ショートステイを含む)について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。

※減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。

《平成28年8月から負担軽減の基準が変わります》

平成27年8月に本人及び同一世帯の前年所得に加え、配偶者所得と預貯金等について勘案し、添付書類として預貯金通帳等の写しが必要としたところですが、8月からはこれに加え公的年金等の収入金額と年金所得以外の合計所得金額に①「非課税年金(遺族年金・障害年金 収入)」、②「長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額の控



除も勘案されます。これに伴い、申請時に自己申告していたが、町のシステムで確認させていただくこととなります。不正受給した際は、加算金が課される場合があります。

《介護保険負担割合証を送付します》

要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方に介護サービスを利用する際の負担割合を記載した介護保険負担割合証を送付します。これは、介護サービスの利用者負担額について、これまで所得にかかわらず一律にサービスの1割を負担いただいていたものが、平成27年8月より65歳以上の方のうち一定以上の所得のある方にはサービスの2割を負担いただいています。

現在お送りしている負担割合証の利用適用期間が7月31日で満了することから8月1日からの負担割合証を送付しますので、介護サービスを利用の際に今回お送りする介護保険負担割合証と介護保険被保険者証と一緒に、ケアマネージャーとサービス提供事業所に提示してください。

※現在お持ちの介護保険負担割合証については8月以降各自で破棄してください。

問い合わせ先

保健福祉課 介護保険担当⑫番窓口
☎76-2151(内線230)